

議案第 4 1 号

専決処分に対し承認を求めることについて

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので，同条第 3 項の規定により報告し，承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 9 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い，石岡市国民健康保険税条例の一部を改正したため。

改 正 要 綱

- 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「6 1 万円」から「6 3 万円」に，介護納付金課税額に係る課税限度額を「1 6 万円」から「1 7 万円」に引き上げることとしたこと。
- 2 国民健康保険税の減額の基準のうち，5 割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「2 8 万円」から「2 8 万 5 ， 0 0 0 円」に，2 割軽減の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を「5 1 万円」から「5 2 万円」に引き上げることとしたこと。



石岡市告示第162号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように処分する。

令和2年3月31日

石岡市長 今 泉 文 彦

石岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

(令和2年3月31日石岡市条例第15号)

石岡市国民健康保険税条例（平成18年石岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第8項及び第9項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第18項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第9項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の石岡市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。